

昭和四十六年政令第八十八号

水質汚濁防止法施行令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第二項、第三条第三項、第十二条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条、第二十一条第四項、第十二条第一項、第二十四条第三項、第二十八条及び附則第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定施設）

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

（カドミウム等の物質）

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 カドミウム及びその化合物

二 シアン化合物

三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

四 鉛及びその化合物

五 六価クロム化合物

六 砒素及びその化合物

七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

八 ポリ塩化ビフェニル

九 トリクロロエチレン

十 テトラクロロエチレン

十一 ジクロロメタン

十二 四塩化炭素

十三 一・二ジクロロエタン

十四 一・一ジクロロエチレン

十五 一・二ジクロロエチレン

十六 一・一・一トリクロロエタン

十七 一・一・二トリクロロエタン

十八 一・三ジクロロプロペン

十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）

二十 二クロロ四・六ピス（エチルアミノ）―s―トリアジン（別名シマジン）

二十一 S―四クロロベンジルN・N―ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）

二十二 ベンゼン

二十三 セレン及びその化合物

二十四 ほう素及びその化合物

二十五 ふっ素及びその化合物

二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

二十七 塩化ビニルモノマー

二十八 一・四ジオキサン

（水素イオン濃度等の項目）

第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

一 水素イオン濃度

二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量

三 浮遊物質

四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

五 フェノール類含有量

六 銅含有量

七 亜鉛含有量

八 溶解性鉄含有量

- 九 溶解性マンガ含有量
 十 クロム含有量
 十一 大腸菌群数
 十二 窒素又はりん含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。第四条の二において同じ。）
- 2 環境大臣は、前項第十二号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- （指定地域特定施設）
- 第三条の二 法第二条第三項の政令で定める施設は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿浄化槽とする。
- （指定物質）
- 第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。
- 一 ホルムアルデヒド
 - 二 ヒドラジン
 - 三 ヒドロキシルアミン
 - 四 過酸化水素
 - 五 塩化水素
 - 六 水酸化ナトリウム
 - 七 アクリロニトリル
 - 八 水酸化カリウム
 - 九 アクリルアミド
 - 十 アクリル酸
 - 十一 次亜塩素酸ナトリウム
 - 十二 二硫化炭素
 - 十三 酢酸エチル
 - 十四 メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）
 - 十五 硫酸
 - 十六 ホスゲン
 - 十七 一・二ジクロロプロパン
 - 十八 クロルスルホン酸
 - 十九 塩化チオニル
 - 二十 クロホルム
 - 二十一 硫酸ジメチル
 - 二十二 クロルピクリン
 - 二十三 りん酸ジメチル $\text{H}_2\text{N}-\text{C}(\text{H}_2)_2-\text{N}-\text{C}(\text{H}_2)_2-\text{N}$ （別名ジクロロピニル（別名ジクロロボス又はDDVP））
 - 二十四 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
 - 二十五 トルエン
 - 二十六 エピクロヒドリン
 - 二十七 スチレン
 - 二十八 キシレン
 - 二十九 パラジクロロベンゼン
 - 三十 N-メチルカルバミン酸ニセカンダリブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
 - 三十一 三・五ジクロロ-N-(1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド（別名プロピザミド）
 - 三十二 テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロタロニル又はTPN）
 - 三十三 チオりん酸O・O-ジメチル-O-（三）メチル-四ニトロフェニル（別名フェニトロチオン又はMEP）
 - 三十四 チオりん酸S-ベンジル-O・O-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
 - 三十五 一・三ジチオラン-二イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
 - 三十六 チオりん酸O・O-ジエチル-O-（二）イソプロピル-六メチル-四ピリミジニル（別名ダイアジノン）

- 三十七 チオりん酸O・O―ジエチル―O―(五―フェニル―三―イソオキサゾール) (別名イソキサチオン)
- 三十八 四―ニトロフェニル―二・四―六―トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
- 三十九 チオりん酸O・O―ジエチル―O―(三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル) (別名クロルピリホス)
- 四十 フタル酸ビス(二―エチルヘキシル)
- 四十一 エチル―(Z)―三―[N―ベンジル―N―[メチル(二―メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ)
- 四十二 一・二・四・五・六・七・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―H―インデン (別名クロルデン)
- 四十三 臭素
- 四十四 アルミニウム及びその化合物
- 四十五 ニツケル及びその化合物
- 四十六 モリブデン及びその化合物
- 四十七 アンチモン及びその化合物
- 四十八 塩素酸及びその塩
- 四十九 臭素酸及びその塩
- 五十 クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
- 五十一 マンガン及びその化合物
- 五十二 鉄及びその化合物
- 五十三 銅及びその化合物
- 五十四 亜鉛及びその化合物
- 五十五 フェニール類及びその塩類
- 五十六 一・三・五・七―テトラアザトリシクロ〔三・三・一・^三七〕デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)

第三条の四 法第二条第五項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

- 一 原油
- 二 重油
- 三 潤滑油
- 四 軽油
- 五 灯油
- 六 揮発油
- 七 動植物油

(貯油施設等)

第三条の五 法第二条第五項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 前条の油を貯蔵する貯油施設
- 二 前条の油を含む水処理する油水分離施設

(排水基準に関する条例の基準)

第四条 法第三条第三項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の基準(以下「水質環境基準」という。)が定められているときは、法第三条第三項の規定による条例(農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)第三条第一項の規定により指定された対策地域における農用地の土壤の同法第二条第三項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。)においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

(指定項目、指定水域及び指定地域)

第四条の二 法第四条の二第一項の政令で定める項目は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める水域は、当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

化学的酸素要求量	窒素又はりんの含有量
館山市洲崎から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	館山市洲崎から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
愛知県伊良湖岬から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	愛知県伊良湖岬から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
別表第二第一号に掲げる区域	別表第二第一号に掲げる区域
別表第二第二号に掲げる区域	別表第二第二号に掲げる区域
別表第二第三号に掲げる区域	別表第二第三号に掲げる区域

和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂埼から大分県鶴御埼まで引いた線、山口県特牛灯台別表第二第三号に掲げる区域から同県角島通瀬崎まで引いた線、同埼から福岡県妙見埼灯台まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域

(法第四条の二第二項第二号に掲げる総量)

第四条の三 法第四条の二第二項第二号に掲げる総量は、当該指定地域における人口及び産業の動向その他の自然的、社会的条件を基礎とし、発生源別の汚濁負荷量の削減のために採られた措置を考慮して、目標年度において公共用水域に排出されると見込まれる水の発生源別の汚濁負荷量につき、目標年度において見込まれる汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備及び汚水又は廃液の処理施設の設置の状況等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合に、当該指定水域に流入すると見込まれる水の汚濁負荷量の総量を算定することにより求めるものとする。

(有害物質貯蔵指定施設)

第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

(法第十二条第二項の政令で定める施設)

第五条 法第十二条第二項(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める施設は、別表第三に掲げるとおりとする。

(緊急時)

第六条 法第十八条の政令で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の二倍に相当する程度(第二条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度)をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

(法第二十一条第二項の政令で定める基準)

第七条 法第二十一条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この条において「審議会等」という。)が法第二十一条第一項の事務を行う場合には、審議会等を組織する委員又は当該委員とともにその事務を行う臨時委員その他の特別の委員に、国の関係地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員(次号において「国の関係地方行政機関の長等」という。)を含むことができること。

二 審議会等に法第二十一条第一項の事務に係る事項について調査審議する部会その他の合議制の組織を置く場合には、当該合議制の組織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を含むことができること。

(報告及び検査)

第八条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十一条第一項の規定により、特定事業場の設置者(当該特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この項において同じ。)又は設置者であつた者に対し、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量(指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む)、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第五条第一項第九号及び同条第二項第八号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十一条第一項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者(前項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。)又は設置者であつた者に対し、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

3 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十一条第一項の規定により、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設、有害物質貯蔵指定施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の敷地内の土壌及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

4 第一項又は第二項の規定による報告及び前項の規定による検査は、法第二十三条第一項に規定する特定施設又は指定施設に関しては、法第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の三第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第三項の規定による権限の行使に必要と認められる場合に行うものとする。

5 法第二十二条第二項の政令で定める者は、別表第四に掲げる施設を設置する者とする。

(公共用水域の管理を行う者)

第九条 法第二十四条第三項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第百条第一項の規定により指定された河川の管理を行う市町村長

二 公共下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいい、法第二条第一項に規定する公共下水道の管理者を除く。)及び都市下水道管理者(下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。)

三 漁港管理者(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。)

四 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)第十七条に規定する保護水面の管理を行う都道府県知事及び農林水産大臣

五 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に基づき農業用排水施設の管理を行う国、都道府県、市町村及び土地改良区

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に適用して適用があるものとする。

一 法第五条から第七条まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受理に関する事務

- 二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務
- 三 法第九条第二項の規定による同条第一項の期間の短縮に関する事務
- 四 法第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する事務
- 五 法第十五条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務
- 六 法第十七条第一項の規定による公表に関する事務
- 七 法第二十二条第一項及び第二項の規定による報告の徴収並びに同条第一項の規定による立入検査に関する事務
- 八 法第二十三条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務
- 九 法第二十三条第三項の規定による要請に関する事務
- 十 法第二十三条第五項の規定による協議に関する事務
- 十一 法第二十四条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第三項の規定による意見の聴取に関する事務

附則抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。

(公共用水域の水質の保全に関する法律施行令等の廃止)

- 2 公共用水域の水質の保全に関する法律施行令(昭和三十四年政令第二十一号)及び工場排水等の規制に関する法律施行令(昭和三十四年政令第三百八十八号)は、廃止する。

附則 (昭和四十六年六月三〇日政令第二一九号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年九月二八日政令第三四六号)

この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年五月七日政令第一二九号)

この政令は、昭和四十八年五月十日から施行する。

附則 (昭和四十九年四月一七日政令第一三〇号)

この政令は、昭和四十九年五月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年十一月二二日政令第三六三号)

この政令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年二月三日政令第一三三号)

この政令は、昭和五十年三月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年四月四日政令第一〇四号)

この政令は、昭和五十年五月一日から施行する。

附則 (昭和五一年五月二五日政令第一二二号)

この政令は、昭和五十一年六月一日から施行する。

附則 (昭和五一年八月一四日政令第二一八号)

この政令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附則 (昭和五三年四月七日政令第一二三号)

抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。

附則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年五月八日政令第一三二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十四年六月十二日)から施行する。ただし、第二条中水質汚濁防止法施行令別表第一及び別表第二の改正規定は、昭和五十四年五月十日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令の改正により瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条第一項に規定する区域となる区域（以下「甲区域」という。）において、この政令の施行前に、特定施設（同項に規定する特定施設をいう。以下この条において同じ。）の設置につき水質汚濁防止法第五条又は第六条の規定による届出をした者でこの政令の施行の際現に同法第九条の規定による実施の制限を受けていないものは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 甲区域において、この政令の施行の際現に特定施設につき水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けている者については、当該制限を受けている間は、特別措置法第五条第一項、第八条第一項及び第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する者は、水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けないこととなつたときは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 甲区域において、この政令の施行前に、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をして当該特定施設を設置した者（この政令の施行の際現に設置の工事をしていない者を含む。）であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山又は工場若しくは事業場から排水（水質汚濁防止法第二条第三項に規定する排水をいう。次条において同じ。）を排出するものは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

第三条 甲区域において、この政令の施行の際現に水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者及び同法第五条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて排水を排出するものは、この政令の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排水水の排水系統別の汚染状態及び量（前条第四項に規定する特定施設に係る場合にあつては、特別措置法第五条第二項各号に掲げる事項）を府県知事（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第八条に規定する市の区域内の特別措置法第五条第一項に規定する特定施設に係る場合にあつては当該市の長とし、水質汚濁防止法施行令第十条に規定する市の区域内の水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（特別措置法第五条第一項に規定する特定施設を除く。）に係る場合にあつては当該市の長とする。）に届け出なければならない。

第四条 第一条の規定による瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令の改正により特別措置法第五条第一項に規定する区域以外の区域となる区域（以下この条において「乙区域」という。）において、この政令の施行前に瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項に規定する特定施設の設置につき同項の規定による許可を受けた者は、当該特定施設について水質汚濁防止法第五条の規定による届出をしたものとみなす。

2 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定は、乙区域については適用しない。

第五条 この政令の施行前にした行為及び瀬戸内海環境保全臨時措置法第十一条若しくは水質汚濁防止法第八条の規定による命令又は同法第九条第一項の規定による実施の制限に関しこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年一〇月三日政令第二五五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（昭和五六年一二月三〇日政令第三二七号）

この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附則（昭和五七年六月一日政令第一五七号）

この政令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

附則（昭和六〇年五月一七日政令第一二二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年七月二二日政令第二二八号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第五号の改正規定、同条第二項の改正規定（「若しくはその取消し」を削る部分に限る。）、次項及び附則第三項は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第四号に定める日（昭和六十年十月十二日）から施行する。

附則（昭和六〇年七月一九日政令第二三五号）

この政令は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附則（昭和六一年三月二一日政令第二二二号）

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年六月一七日政令第二二四号）抄

1 この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年六月二十七日）から施行する。

附則（昭和六一年一〇月三一日政令第三三六号）

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

附則（昭和六二年三月三一日政令第八九号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年八月二六日政令第二五二号）

この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二十九日政令第七六号)

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年七月二十八日政令第二三三三号)

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成元年法律第三十四号)の施行の日(平成元年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二年二月二十七日政令第一五五号)

この政令は、(い)獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二年九月二十四日政令第二六六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、水質汚濁防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二年九月二十二日)から施行する。ただし、第一条中水質汚濁防止法施行令第三条の次に一条を加える改正規定並びに同令別表第一及び別表第四の改正規定並びに第二条中瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第四条の次に一条を加える改正規定及び同令別表第二の改正規定は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年七月二十六日政令第二四〇号)

この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月二十七日政令第五五号)

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年六月二十六日政令第二一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成四年七月四日)から施行する。

附 則 (平成四年七月一日政令第二三七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年八月二十七日政令第二八一号)

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則 (平成五年十一月十九日政令第三七〇号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条中水質汚濁防止法施行令第七条第一号の改正規定は、環境基本法の一部の施行の日(平成六年八月一日)から施行する。

附 則 (平成五年十二月二十七日政令第四〇一号)

この政令は、平成六年二月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一日政令第三八号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月二十三日政令第七〇号)

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年七月五日政令第二〇八号)

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十八号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成九年三月二十四日政令第六一号)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二十七日政令第七七号)

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二十日政令第一七三三号)

この政令は、平成十年六月十七日から施行する。

附 則 (平成一〇年十二月二十四日政令第四〇六号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中大気汚染防止法施行令第十三条第一項の改正規定及び第三条の規定(水質汚濁防止法施行令第十条第十号の改正規定を除く。)は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月三日政令第三八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年十二月二日政令第四一二号)

この政令は、平成十二年三月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一三三号) 抄

(施行期日)
 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十二年八月三〇日政令第四一七号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則（平成十二年一〇月二二日政令第四四七号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年二月二五日政令第五一七号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年四月二六日政令第一八一号）抄

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

附 則（平成十三年六月一三日政令第二〇一号）抄

この政令は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則（平成十三年一〇月五日政令第三二五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年一月九日政令第三五〇号）抄

この政令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則（平成十三年二月一四日政令第三九七号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二五日政令第六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年一〇月三〇日政令第三一九号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年一月一日政令第三二七号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年二月二三日政令第三七二号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年一〇月一日政令第四四九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月二九日政令第二九三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（平成十六年一〇月二七日政令第三二三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年一〇月二二日政令第三二八号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附則（平成一九年一月二二日政令第三三九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二一年三月二五日政令第五三三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二三年三月一六日政令第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

附則（平成二三年一月二八日政令第三六七号）抄

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年六月一日）から施行する。

附則（平成二四年五月二三日政令第一四七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附則（平成二四年九月二六日政令第二五一号）抄

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則（平成二五年一月二六日政令第三三七号）抄

この政令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

附則（平成二六年五月三〇日政令第一九六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 施行時特例市に対する第二十三条の規定による改正後の水質汚濁防止法施行令第十条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附則（平成二七年一月二二日政令第三七八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、水銀に関する水保条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 平成二十九年七月一日

二 略

三 附則第三条の規定 平成三十二年七月一日

四 第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）、第二号、第五号及び第八号（マーキュロクロム液に限る。）、第十三号まで並びに附則第四条の規定 平成三十二年十二月三十一日

（特定水銀使用製品の製造の許可等を受けるための準備行為）

第二条 第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池を除く。）、第三号、第四号及び第六号から第八号（マーキュロクロム液を除く。）、までに掲げる特定水銀使用製品に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、法第六条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

第三条 第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）、第二号、第五号及び第八号（マーキュロクロム液に限る。）、から第十三号までに掲げる特定水銀使用製品に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、法第六条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項に規定する特定水銀使用製品に係る次条の承認を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

(特定水銀使用製品の使用の制限に関する経過措置)

第四条 法第十二条の規定の施行の日(平成三十年一月一日)から附則第一条第四号に定める日前までの間に製造され、又は輸入された前条第一項に規定する特定水銀使用製品であつて、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

附則 (平成二十九年二月二十七日政令第二八六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一〇月一七日政令第二九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成三十年十月二十二日)から施行する。ただし、第一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十四条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年六月二十一日)から施行する。

附則 (令和元年六月二十八日政令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年一月三十一日政令第二二号)

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則 (令和二年七月八日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日(令和二年十二月一日)から施行する。

附則 (令和二年二月二十八日政令第三五六号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第一条関係)

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 選鉱施設

ロ 選炭施設

ハ 坑水和沈でん施設

ニ 掘削用の泥水分離施設

一の二 畜産農業又はサービスの業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

二 畜産食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。)

ハ 湯煮施設

三 水産食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水産動物原料処理施設

ロ 洗淨施設

ハ 脱水施設

ニ ろ過施設

ホ 湯煮施設

四 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗淨施設

- ハ 圧搾施設
- ニ 湯煮施設
- 五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 湯煮施設
- ニ 濃縮施設
- ホ 精製施設
- ヘ ろ過施設
- 六 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
- ハ ろ過施設
- ニ 分離施設
- ホ 精製施設
- 八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 搾汁施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設
- ヘ 蒸留施設
- 十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 真空濃縮施設
- ホ 水洗式脱臭施設
- 十二 動物植物油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 分離施設
- 十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 分離施設
- 十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
- ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
- ハ 分離施設
- ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設

- ろ 過施設
- ハ 精製施設
- 十六 麵類製造業の用に供する湯煮施設
- 十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
- ハ 洗淨施設
- 十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗淨施設
- 十九 紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルケツト機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
- チ 薬液浸透施設
- リ のり抜き施設
- 二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 二十一 化学纖維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練纖維の薬液処理施設
- ハ 原料回収施設
- 二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
- 二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗淨施設
- 二十一の四 パーテイクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式パーカー
 - ロ 接着機洗淨施設
- 二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式パーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式パーカー
- ハ 碎木機
- ニ 蒸解施設
- ホ 蒸解廢液濃縮施設
- ヘ チツプ洗淨施設及びパルプ洗淨施設
- ト 漂白施設
- チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
- リ セロハン製膜施設

- 又 湿式繊維板成型施設
- ル 廃ガス洗浄施設
- 二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破砕施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 二十五 削除
- 二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 二十七 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - 又 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- 二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 - ヘ クロロレンモノマー洗浄施設
- 二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
- 三十 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 蒸留施設
 - ハ 遠心分離機
- 三十一 過施設
- 三十二 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
- ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
- ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - 又 湿式集じん施設
- 三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
- ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
 - チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
 - リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
 - 又 シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - トル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
 - ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設

- ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
- カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
- ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設
- 三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料精製施設
 - ロ 塩析施設
- 三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 脱酸施設
 - ロ 脱臭施設
- 四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 抽出施設
- 四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 石灰づけ施設
- ハ 洗浄施設
- 四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- 四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ 過施設
- ハ ヒドラン製造施設のうち、濃縮施設
- ニ 廃ガス洗浄施設
- 四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 動物原料処理施設
 - ロ 過施設
- ハ 分離施設
- ニ 混合施設（第二各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
- ホ 廃ガス洗浄施設
- 四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
- 五十 第二各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸留施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 - ホ 潤滑油洗浄施設
- 五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設

- 五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- 五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 研磨洗浄施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 抄造施設
 - ロ 成型機
- ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 五十五 生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
- 五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 五十八 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- 五十九 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 還元そう
 - ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ タール及びガス液分離施設

六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

イ 沈でん施設

ロ ろ過施設

六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設

六十六 電気めつき施設

六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）

六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゆう房施設

ロ 洗濯施設

ハ 入浴施設

六十六の四 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六十六の六 飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六十六の七 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六十七 洗濯業の用に供する洗浄施設

六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

六十八の二 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゆう房施設

ロ 洗浄施設

ハ 入浴施設

六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

六十九の二 卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

七十 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）

七十の二 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）

七十一 自動式車両洗浄施設

七十一の二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 焼入れ施設

七十一の三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設

ロ 焼入れ施設

イ 焼入れ施設

七十一の四 産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

七十一の四 産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設）をいう。）が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設

七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

七十二 シ尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）

七十三 下水道終末処理施設

七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

別表第二（第四条の二関係）

一 イ 埼玉県内の区域のうち、川越市、熊谷市（大字玉井、玉井一丁目から玉井五丁目まで、玉井南一丁目から玉井南三丁目まで、大字新堀、大字高柳、大字上中条、大字上奈良（字小塚、字下向河原及び字上向河原を除く。）、大字中奈良、大字下奈良、大字四方寺、大字奈良新田、大字新堀新田、大字拾六間（字外原を除く。）、美土里一丁目から美土里三丁目まで、大字下増田、大字西別府、大字東別府及び別府一丁目から別府五丁目までを除く。）、川口市、さいたま市、行田市（大字北河原を除く。）、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間郡、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡（皆野町大字金沢（字所沢、字中東、字水塚、字柿籠、字新平、字妙部谷戸、字小塚、字指平、字向ノ平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。）、及び吉田町大字太田部を除く。）、児玉郡美里町大字円良田、大里郡大里村、同郡江南町、同郡川本町（大字上原を除く。）、同郡花園町（大字武蔵野（字新屋敷、字西番屋、字番屋、字篠の内、字塚越、字柳馬場、字竹の内、字大宿、字一本杉、字餓鬼塚、字流、字伊勢領、字的場、字下田、字千蔵寺、字櫛引及び字水崎に限る。）を除く。）、同郡寄居町（大字用土を除く。）、北埼玉郡（北川辺町を除く。）、南埼玉郡及び北葛飾郡の区域

ロ 千葉県内の区域のうち、千葉市（若葉区（西都賀五丁目、大草町、小倉町、小倉台六丁目、御成台一丁目から御成台三丁目まで、金親町、桜木町、千城台北一丁目、千城台東二丁目から千城台東四丁目まで、若松町、和泉町、大井戸町、小間子町、上泉町、北谷津町、古泉町、御殿町、更科町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、且谷町、富田町、中田町、中野町、野呂町及び谷当町に限る。）、及び緑区（高田町、平川町、菅田町二丁目、大高町、越智町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、あすみが丘一丁目からあすみが丘三丁目まで、土気町及び小食土町に限る。）、市川市、船橋市（三咲町、神保町、八木が谷町、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、大穴町、古和釜町、坪井町、習志野台一丁目から習志野台八丁目まで、栗田台三丁目、栗田台四丁目、高根台一丁目から高根台七丁目まで、松が丘一丁目から松が丘五丁目まで、習志野一丁目、習志野三丁目、新高根三丁目から新高根五丁目まで、高野台一丁目から高野台五丁目まで、八木が谷一丁目から八木が谷五丁目まで、みやぎ台一丁目からみやぎ台四丁目まで、映が丘一丁目から映が丘四丁目まで、二和東一丁目から二和東六丁目まで、二和西一丁目から二和西六丁目まで、三咲一丁目から三咲九丁目まで、南三咲一丁目から南三咲四丁目まで、大穴南一丁目から大穴北一丁目から大穴北八丁目までを除く。）、館山市（西川名、伊戸、坂足、小沼、坂井、大神宮、中里、竜岡、犬石、佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼、布良、相浜、畑及び神余を除く。）、木更津市、松戸市（大字金ヶ作字新木戸、大字高柳を除く。）、六美一丁目から六美七丁目まで、五香二丁目から五香五丁目まで、五香南一丁目から五香南三丁目まで、六高台一丁目から六高台九丁目まで、大字高柳新田及び大字高柳を除く。）、野田市（大字目吹（字南大山を除く。）、大字金杉（字窪上及び字道下に限る。）、大字谷津字木戸口、大字吉春字木戸口、大字蕃昌（字米（かみ）、字今和泉、字中窪及び字大窪に限る。）、大字船形（字上蓮二を除く。）、大字中里（字西岸寺前、字松葉、字尾崎境、字鶴ヶ谷、字西耕地、字寺山、字込角、字光浄寺、字五駄、字扇田、字宮田、字香取原及び字椿谷を除く。）、大字長谷、大字小山、大字蓮打、大字三ツ堀（字笹久保、字谷中耕地、字中屋敷、字仲内、字箕ノ輪、字鞍ノ橋台、字鞍ノ橋、字石塔、字西、字榎戸、字小橋、字灰毛、字稲荷前、字六畝及び字小橋台を除く。）、大字瀬戸（字蓮沼、字谷中、字押出し、字塔ヶ久保台、字立山、字勢至、字欠作、字多良ノ木、字土塔及び字向原を除く。）、及び大字木野崎（字下鹿野、字鹿野、字上鹿野及び字鹿野山を除く。）、習志野市、柏市（大字豊四季（字富士見台、字神山、字向神山、字三角、字向屋敷、字鞍掛、字鞍林、字笹原、字新宿及び字道灌坂に限る。）、大字船戸（字小船及び字猪之山に限る。）、大字船戸山高野（字大山、字高砂、字金沢、字根郷及び字宮本に限る。）、大字大青田（字小渡、字溜台及び字東山を除く。）、大字青田新田飛地（字元割及び字向割に限る。）、大字新十余二、みどり台二丁目、みどり台四丁目、大字酒井根（字下り松及び字大清水に限る。）、中新宿一丁目から中新宿三丁目まで、西山一丁目、西山二丁目及び東山二丁目に限る。）、市原市、流山市（江戸川台東一丁目から江戸川台東三丁目まで、大字駒木、大字駒木台、大字青田、大字十太夫、大字美田、東初石一丁目から東初石六丁目まで、西初石五丁目及び西初石六丁目を除く。）、八千代市（大和田（字上宿を除く。）、萱田町字南側、高津、高津東、大和田新田字飯盛台、八千代台東、八千代台南、八千代台北、勝田台、勝田台南、村上字五百堂、下市場一丁目及び下市場に限る。）、鎌ヶ谷市（鎌ヶ谷九丁目、南鎌ヶ谷一丁目から南鎌ヶ谷四丁目まで、東道野辺一丁目から東道野辺七丁目まで、西道野辺、馬込沢、道野辺中央一丁目、道野辺中央三丁目から道野辺中央五丁目まで、大字道野辺、北中沢二丁目、北中沢三丁目、東中沢一丁目から東中沢四丁目まで、大字中沢（字中ノ峠を除く。）、くぬぎ山一丁目からくぬぎ山四丁目まで及び富岡三丁目に限る。）、君津市、富津市、浦安市、四街道市（大字下志津新田、四街道三丁目、大字さつきヶ丘、大字大日、大字中志津、字富士見ヶ丘、字桜ヶ丘及び字大作岡に限る。）、袖ヶ浦市、東葛飾郡関宿町（大字平井、大字東宝珠花（字川通及び字相耕地に限る。）、大字岡田及び大字丸井に限る。）、夷隅郡大多喜町（大字栗又、大字小沢又、大字面白、大字大田代、大字筒森、大字小田代、大字葛藤及び大字会所に限る。）、安房郡富浦町、同郡富山町、同郡鋸南町及び同郡三芳村の区域

ハ 東京都の区域のうち、特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市（原町田一丁目から原町田六丁目まで、森野一丁目から森野六丁目まで、中町一丁目、中町二丁目、金森（七号及び十三号を除く。）、金森一丁目、鶴間、鶴間一丁目から鶴間三丁目まで、小川（八号及び十号に限る。）、木曾町（二号、五号、十号及び十一号を除く。）、根岸町、矢部町、常盤町、下小山田町八幡平、忠生三丁目、忠生四丁目、相原町（殿丸及び和田内を除く。）、及び小山町（二十五号及び二十七号を除く。）、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、あきる野市及び西多摩郡の区域

イ 埼玉県内の区域のうち、川越市、熊谷市（大字玉井、玉井一丁目から玉井五丁目まで、玉井南一丁目から玉井南三丁目まで、大字新堀、大字高柳、大字上中条、大字上奈良（字小塚、字下向河原及び字上向河原を除く。）、大字中奈良、大字下奈良、大字四方寺、大字奈良新田、大字新堀新田、大字拾六間（字外原を除く。）、美土里一丁目から美土里三丁目まで、大字下増田、大字西別府、大字東別府及び別府一丁目から別府五丁目までを除く。）、川口市、さいたま市、行田市（大字北河原を除く。）、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間郡、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡（皆野町大字金沢（字所沢、字中東、字水塚、字柿籠、字新平、字妙部谷戸、字小塚、字指平、字向ノ平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。）、及び吉田町大字太田部を除く。）、児玉郡美里町大字円良田、大里郡大里村、同郡江南町、同郡川本町（大字上原を除く。）、同郡花園町（大字武蔵野（字新屋敷、字西番屋、字番屋、字篠の内、字塚越、字柳馬場、字竹の内、字大宿、字一本杉、字餓鬼塚、字流、字伊勢領、字的場、字下田、字千蔵寺、字櫛引及び字水崎に限る。）を除く。）、同郡寄居町（大字用土を除く。）、北埼玉郡（北川辺町を除く。）、南埼玉郡及び北葛飾郡の区域

二 神奈川県の区域のうち、横浜市(南区六ツ川四丁目、戸塚区、港南区(上永谷町、芹が谷一丁目から芹が谷五丁目まで、野庭町、東永谷一丁目から東永谷三丁目まで、上永谷一丁目から上永谷六丁目まで、丸山台一丁目から丸山台四丁目まで、日限山一丁目から日限山四丁目まで、東芹が谷及び下永谷一丁目から下永谷六丁目までに限る。)、緑区長津田町(字道正、字滝沢及び字西之原に限る。)、瀬谷区、栄区及び泉区を除く。)、川崎市、横須賀市(長井、御幸浜、林、須軽谷、武、山科台、光の丘、子安、湘南国際村、太田和、荻野、長島、芦名及び秋谷を除く。)、及び三浦市南下浦町(大字上宮田(字船込、字鹿穴(甲)、字鹿穴(乙)、字鹿穴台、字揚橋、字仲田、字池下、字山ヶ谷戸、字池頭、字根辺ヶ谷戸及び字向ノ原を除く。)、大字菊名(字陣場を除く。)、大字金田(字大々久保、字南野頓坊、字東野頓坊、字名古及び字松塚を除く。))及び大字松輪(字剣崎、字南向、字松輪、字間口、字八ヶ久保、字遠津原、字遠津山、字柳作、字坊免、字池田及び字勝谷原に限る。))の区域

二 岐阜県の区域のうち、岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、羽島郡、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、山県郡、武儀郡、郡上郡(白鳥町石徹白及び高鷲村大字ひるがのを除く。)、加茂郡、可児郡、土岐郡、恵那郡、益田郡、大野郡久々野町、同郡朝日村及び同郡高根村の区域

口 愛知県の区域のうち、名古屋市の区域のうち、豊橋市(東細谷町(字十ヶ谷、字根木谷、字東畑及び字旭島に限る。))、細谷町(字天神前、字滝ノ谷、字大定前、字新坂、字臈ノ谷、字馬道口、字土沢、字近見山、字滝ノ上、字東坂ノ上及び字広谷に限る。)、小島町(字谷ノ上、字小舟、字若宮、字南島、字西中沢、字南出口、字東浜、字芋ヶ谷、字高橋、字小判田、字神田、字沢ノ神、字砂田、字抱ノ木、字宮ノ谷、字前田、字寂円、字本田、字前ノ谷及び字西十三本に限る。)、小松原町(字柄沢谷、字浜、字東ノ谷、字中ノ谷、字西川、字東原及び字中峠に限る。)、寺沢町(字向坂ヶ谷、字西ノ谷及び字内原に限る。)、東七根町(字松前、字山頭及び字暗り谷に限る。)、西七根町(字南浜辺、字東浜辺、字北浜辺、字谷合及び字松前谷に限る。)、高塚町(字郷中、字寒サ、字西方、字荒谷及び字名操に限る。)、伊古部町(字本郷、字北椎ノ木谷、字南椎ノ木谷、字小鮎ヶ谷、字大欠、字大塚、字下り及び字批把ヶ谷に限る。)、東赤沢町(字西方部、字東横根、字茶ノ木、字浜屋敷、字観音堂及び字西横根に限る。)、西赤沢町(字東浦、字大堀及び字堀尻に限る。))及び城下町(字南方部、字北方部、字築地ノ内、字恵下及び字味噌川に限る。))を除く。)、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、瀬張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井市、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡、知多郡、幡豆郡、額田郡、西加茂郡、東加茂郡、北設楽郡(設楽町(大字神田及び大字平山に限る。))、東栄町、豊根村、富山村及び津具村を除く。)、南設楽郡(鳳来町池場(字井戸入、字上貝津、字池嶋、字寺沢、字合垂石、字下日向、字下日陰及び字渡津呂に限る。))を除く。)、宝飯郡、渥美郡田原町(大字大草(字雨堤、字高砂、字西江、字西ノ谷及び字江りに限る。))、大字南神戸(字荒子、字遠新田、字中浜辺、字長坂、字東浜辺、字東屋敷、字方辺、字本郷東及び字南浜辺に限る。))、大字東神戸(字井戸島、字三軒屋、字中島及び字南松に限る。))、大字芦村(字入、字郷津、字西浦、字平岩、字前畑及び字芦西に限る。))、大字野田(字比留輪及び大字六連(字道盤、字中郷中、字西海岸、字西郷中、字西浜田、字西谷ノ上、字浜田境、字浜辺、字東海岸、字東郷中、字東浜田、字南浜辺及び字谷ノ上に限る。))を除く。))、同郡赤羽根町(大字高松(字東原、字井戸屋、字羽根、字中瀬古、字尾村崎、字宮方辺、字西脇、字西山、字大荒古、字東島、字名幸、字一色、字蟬ヶ沢及び字弥八島を除く。))及び同郡渥美町(大字亀山字石堂山、大字中山字石堂山、大字伊良湖(字耕田、字拾歩、字古婦下、字深田、字深田下、字赤土、字松葉田、字長池、字渡川、字新田、字飛越、字白川、字萩山、字乗越、字宮下、字古山、字吹埋及び字新瓦場を除く。))、大字日出(字大越、字恋田及び字耕田を除く。))、大字堀切(字唐沢、字下太郎兵衛、字寺左夕、字今田、字段留、字今田原、字大左夕、字左夕田及び字山ノ鼻を除く。))、大字小塩津(字下武者詰、字神子田、字大沢、字油田、字上馬越、字北原、字下馬越、字北田新田、字南田新田、字下ダレ及び字南原を除く。))及び大字和地を除く。))の区域

ハ 三重県の区域のうち、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、久居市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡、安芸郡、一志郡(美杉村太郎生を除く。)、飯南郡、多気郡、度会郡(南勢町、南島町及び紀勢町錦を除く。))、志摩郡大王町(波切(字寺田、字丸田、字大井、字田神、字老、字岩、字葉直、字経塚、字宝門、字天白、字今崎、字西ノ岡、字谷奥、字西村、字中村、字小路町、字須場、字石千谷、字小山、字城山及び字天満に限る。))、名田及び畔名に限る。))、同郡阿児町(志島、甲賀(字座場、字鴨だら、字鶴ヶ岡及び字大鹿谷を除く。))、国府(字南草を除く。))及び安乘に限る。))及び同郡磯部町の区域

三 イ 京都府の区域のうち、京都市(左京区(大原(小出石町、百井町、大見町及び尾越町に限る。))及び久多に限る。))及び伏見区醍醐(一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切に限る。))を除く。))、宇治市(二尾(蝟ヶ谷、天狗岩、長瀬及び蟻子谷に限る。))、東笠取(稲出、梅谷、大平、四ノ谷、蛇ノ畑、谷ノ奥、中島、中山、平出、別所出及び水釜に限る。))及び西笠取(赤坂、下荘川東、白土、大徳、中島及び仁南郷に限る。))を除く。))、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町(大字禅定寺(字高尾、字吹上、字釜谷、字大小高月及び字大田原に限る。))及び大字奥山田を除く。))、相楽郡、北桑田郡京北町(大字上弓削字八丁山を除く。))、船井郡園部町、同郡八木町及び同郡日吉町(字胡麻、字上胡麻及び字畑郷を除く。))の区域

口 大阪府の区域

ハ 兵庫県の区域のうち、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、龍野市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市(大字藤坂字峠、大字栗柄(字杉ヶ谷、字定年、字ユリノ下、字鳥巢谷、字定利坪、字ユリノ下坪、字深田坪、字御嶽大林及び字籠島坪に限る。))、大字川阪、大字本郷、大字遠方及び大字桑原を除く。))、川辺郡、美養郡、加東郡、多可郡、加古郡、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡、朝来郡生野町(大字口銀谷(字七丁目、字西山、字古城山及び字城山の下に限る。))及び大字円山(字口垣内、字下垣内、字フドノ、字中嶋、字奥垣内及び字屋敷を除く。))を除く。))、水上郡柏原町、同郡氷上町(大字北野、大字大崎及び大字石生(字足洗、字尾張、字水長、字塚、字澤、字寺ヶ谷前、字松前、字佃、字保根通、字梨尾田、字北石丸、字箱根田、字志金田、字柴木輪、字大谷口、字坂本、字猪ノ尾、字カラス、字竹原、字上竹原、字下久手、字上久手、字梅木敷、字志原、字安井嘉、字豊畑、字池ノ川、字赤畑、字瀧山、字杉ノ本、字中道、字立石、字向山、字宿畑、字前田及び字瓜溪に限る。))を除く。))、同郡青垣町、同郡山南町、津名郡及び三原郡の区域

二 奈良県の区域のうち、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、添上郡月ヶ瀬村(大字石打及び大字尾山を除く。))、山辺郡都祁村(大字小倉字イヅミ谷、大字南之庄(字堂ヶ平、字嵩山、字嵩原、字奥の谷及び字ホタガ山に限る。))、大字吐山及び大字白石(字池の谷、字ガンダニ、字カリ谷、字混谷、字シブタニ、字坊谷、字タカツカ、字畑谷、字ヤマノイモ、字トヒコエ、字カモリ下、字カモリ、字カモリ谷、字スリコバチ、字中道、字野々神、字赤坂、字カジシ、字クロサカ、字ゲラサカ、字多田池の上、字サウトキ、字長

小原及び字下日出生に限る。)、大字森(字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。)、大字太田字鳥屋及び大字古後(字柚ノ木、字下河内、字長田、字平原、字中野、字道の迫、字神原、字小場、字杉山、字原、字専道及び字梶原に限る。)に限る。)、下毛郡及び宇佐郡の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成十三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

別表第三(第五条関係)

- 一 別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業(石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。)の用に供するイ及びハの施設
- 二 別表第一第一号に掲げる施設のうち、石炭鉱業の用に供するロ及びハの施設
- 三 別表第一第一号に掲げる施設のうち、水洗炭業の用に供するロの施設
- 四 別表第一第一号の二から第四号までに掲げる施設
- 五 別表第一第五号に掲げる施設のうち、みそ製造業の用に供するロ及びハの施設
- 六 別表第一第五号に掲げる施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業の用に供するニ、ホ及びヘの施設
- 七 別表第一第七号に掲げる施設であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの
- 八 別表第一第八号に掲げる施設
- 九 別表第一第十号に掲げる施設のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及びニの施設
- 十 別表第一第十号に掲げる施設のうち、蒸りゆう酒製造業の用に供するイ、ロ及びヘの施設
- 十一 別表第一第十一号に掲げる施設のうち、動物系飼料製造業の用に供するイ、ロ、ハ及びニの施設
- 十二 別表第一第十三号に掲げる施設
- 十三 別表第一第十四号に掲げる施設であつて、でん粉製造業の用に供するもの
- 十四 別表第一第十七号に掲げる施設
- 十五 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
- 十六 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、染色整理業の用に供するニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十七 別表第一第二十号に掲げる施設
- 十八 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十九 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設
- 二十 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、湿式繊維板製造業の用に供するハ、ヘ、チ及びヌの施設
- 二十一 別表第一第二十四号に掲げる施設のうち、燐酸質肥料製造業の用に供するイ、ハ及びニの施設
- 二十二 別表第一第二十七号に掲げる施設のうち、チの施設
- 二十三 別表第一第二十九号に掲げる施設
- 二十四 別表第一第三十号に掲げる施設のうち、エチルアルコール製造業の用に供するイ及びロの施設
- 二十五 別表第一第三十二号に掲げる施設
- 二十六 別表第一第三十五号に掲げる施設
- 二十七 別表第一第四十二号に掲げる施設
- 二十八 別表第一第四十四号に掲げる施設
- 二十九 別表第一第五十一号に掲げる施設のうち、ホの施設
- 三十 別表第一第五十二号に掲げる施設
- 三十一 別表第一第五十八号に掲げる施設
- 三十二 別表第一第六十四号及び第六十四号の二に掲げる施設
- 三十三 別表第一第六十五号に掲げる施設であつて、伸線業又はみがき帯鋼、みがき棒鋼若しくは亜鉛鉄板の製造業の用に供するもの
- 三十四 別表第一第六十六号の三から第六十七号までに掲げる施設
- 三十五 別表第一第六十八号の二に掲げる施設
- 三十六 別表第一第六十九号及び第六十九号の二に掲げる施設
- 三十七 別表第一第七十一号の二及び第七十一号の三に掲げる施設
- 三十八 別表第一第七十四号に掲げる施設

別表第四(第八条関係)

- 一 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設(豚房の総面積が四〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ロ 牛房施設(牛房の総面積が一六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ハ 馬房施設(馬房の総面積が四〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

- 二 魚類養殖業の用に供する養殖施設
- 三 共同調理場に設置されるちゆう房施設（総床面積が一六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 四 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が一二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 五 飲食店（次号及び第七号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が一四〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が二一〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 七 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 八 病院に設置されるちゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設
- 九 卸売市場（水産物に係る卸売場の面積が二〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、三三〇平方メートル）未満のものを除く。）に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場
- 十 自動車特定整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が六五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 十一 し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以下のものを除く。）